

平成19年3月16日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア プ ラ ス
代 表 者 名 取 締 役 社 長 山 本 輝 明
(コード番号 8 5 8 9 大 証 第 一 部)
本 社 事 務 所 大 阪 市 中 央 区 南 船 場 四 丁 目 1 番 9 号
問 合 せ 先 企 業 戦 略 部 長 溝 口 博 隆
TEL (03) 5229-3702 (直 通)

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知
内容一部追加のお知らせ

平成19年3月7日に発送いたしました、「臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知」の第3号議案「取締役3名選任の件」における取締役候補者の略歴に、一部追加がありますのでお知らせいたします。

記

【追加内容】

クラーク グラニンジャー 平成19年3月 当社顧問（現任）

籠谷 修司 平成19年3月 当社顧問（現任）

なお、本略歴は、添付の「臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知」の26ページに追加されるものであります。

以 上

平成 19 年 3 月 7 日

株 主 各 位

本 店 大阪市中央区南船場一丁目17番26号
東 京 本 部 東京都新宿区新小川町 4 番 1 号

株式会社 ア プ ラ ス
取締役社長 山 本 輝 明

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

今回の臨時株主総会には「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

また、B種優先株主様による種類株主総会およびC種優先株主様による種類株主総会におきまして、別途会社法上必要とされるご決議をいただく予定です。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会それぞれの各議案につき賛否をご表示いただき、平成19年3月22日（木曜日）までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成19年3月23日（金曜日）午前10時
- 場 所 大阪市中央区久太郎町 4 丁目渡辺 6 号
小原流ホール 2 階
(本総会は開催場所が昨年の定時株主総会会場と異なりますので巻末の会場案内をご参照下さい。)
- 会議の目的事項
【臨時株主総会】
報 告 事 項 経営変革の実施について
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 募集株式の募集事項の決定の取締役会への委任の件
第3号議案 取締役3名選任の件
【普通株主様による種類株主総会】
決 議 事 項
議 案 定款一部変更の件

4. 代理人によるご出席の場合

代理人が株主総会に出席される場合、その代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

5. 修正事項の通知方法

本招集ご通知添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.aplus.co.jp>) において、その旨掲載することによりお知らせいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

報 告 事 項

【 経営変革の実施について 】

経営変革の概要

当社はビジョンとして「アプラスはお客さま、社員、株主の価値を高め、最も効率的で競争力のある金融サービス企業になる」を掲げ、新しい事業モデルの確立に取り組んでまいりました。しかしながら、昨年来、信販業界をとりまく環境は激変し、「貸金業の規制等に関する法律」等の改正によるいわゆるグレーゾン金利の廃止や「特定商取引に関する法律」に基づく規制強化等をうけ、今般、よりスピードをあげて、抜本的な経営変革に取り組むことといたしました。

具体的には、本年度中に、本部組織のスリム化・フラット化、営業拠点の集約、約750名の希望退職者募集を行います。同時に、実質破綻債権等の最終処理、利息返還損失引当金の追加引当を行います。

これらを含む一連の経営変革におけるコスト面での体質強化等に加えて、環境の急激な変化に対応し早急に対処する必要があるため、自己資本の充実および財務体質の強化を図ることを目的に、優先株式を新生銀行グループに対して第三者割当により発行することを検討しており、新生銀行グループに対して割り当てる募集株式数については25,000,000株（払込金額の下限で発行した場合の払込金額の総額は500億円）を上限として、現在、新生銀行との間で協議中でございます。

平成19年度以降は、『お客さま中心』、『提携先との共存共栄』、『現場第一』の考えのもと、事業モデルと収入構造の変革に取り組み、正常な成長軌道への復帰を目指します。当社の強みは、個品割賦・カードの事業基盤、審査・管理回収を含むオペレーション機能、新生銀行グループとしての金融技術力・ネットワークの3つであります。これらの強みを活かしつつ、①業法改正・規制強化に対応した主力事業の構造改革、②相互に価値あるパートナーとの取引関係の強化、③新商品・サービス、新たな提携先拡充による事業拡大に取り組んでまいります。

経営変革の実施に当たっては、スピード（迅速）、ストレート（公正率直）をキーワードといたします。変革の結果、当社は業界屈指のコンプライアンス、財務基盤、資産内容を具備したりテールファイナンスのリーディングカンパニーとして、更なる成長を目指してまいります。

1. 経営変革の内容

(1) コスト構造の抜本的見直し

第1に、経費の削減、クレジットコストの抑制により、コスト構造を抜本的に見直します。具体的施策の大半は本年度中に先行実施し、平成19年度よりコスト面での体質強化を実現してまいります。

①経費の削減

人件費・物件費については、当社インフラの抜本的な見直しを行い、単体での対営業収益の経費率（本年度見込58%）を平成21年度には50%台前半まで5ポイント以上改善いたします。

(i) 本部組織のスリム化・フラット化

平成19年1月16日付で当社の本部全般について、現場第一の観点から業務の重複解消やアウトソーシングによるスリム化・フラット化を実施いたしました。これらにより、従来の39部室は22部室となりました。

(ii) センターの集約化

当社では現在、申込受付・審査業務やクレジットカードの発行業務など営業の後方業務を担う業務センターを全国に12ヶ所設置しておりますが、平成19年6月までに10ヶ所にいたします。その後も、IT化の促進や業務の平準化により、更なる集約化を検討し実施してまいります。

(iii) 人件費削減

以上の施策の実施と後述の営業拠点の見直しにより、平成18年度中に約750名の希望退職者の募集を実施いたします。この結果、平成19年度より単体で、年間約50億円の人件費が削減される見込であります。

②クレジットコストの抑制

当社は昨年12月より、与信基準を厳格化すると同時に回収部門の人材を強化しており、今後、新たなリスクマネジメントツールの稼働とも相まって、良質な債権の積上げを図ってまいります。また、貸倒引当基準をより厳格化し、本年度中に貸倒引当金を相当額増し、今後想定される信用収縮への備えを強化いたします。これらの結果、貸倒引当金繰入額は平成20年度以降、低減する見通しであります。

一方、利息返還請求につきましては、昨年末までの増加傾向が今後も続くものと想定し、また、昨年12月の法改正も踏まえ、見積もりを一段と厳しく見直した結果、本年度中に大幅な積増しを行うことといたしました。

(2) 事業モデルと収入構造の変革

第2に、事業モデルと収入構造の変革に取り組んでまいります。当社のコア事業であるショッピングクレジット事業、消費者金融事業について抜本的な見直しを行う一方で、ビジネスラインの拡充に努めてまいります。このため、平成19年1月16日付で営業部門を再編し、マーケティング部門を新設してマーケティング機能の強化を図る一方、本年度末までに当社の営業拠点を現在の70拠点から39拠点に集約し、より集中的、効果的な営業サービス

体制といたします。

①業法改正・規制強化に対応した主力事業の構造改革

当社のお客さまは消費者であり、『お客さま中心』の考え方をあらゆる施策、業務・組織運営の基軸に据えます。今後、ショッピングクレジット事業においては、「特定商取引に関する法律」に基づく規制強化も踏まえて一段と厳正な加盟店管理を行い、安心、信頼を基盤とした商品・サービスをお客さまに提供する加盟店との関係を強化してまいります。

一方、消費者金融事業につきましては、「貸金業の規制等に関する法律」等の改正による3年後の上限金利の引下げに対応し、当社のクレジットカードキャッシング、ローンカードの金利を今後2年間で段階的に下げます。とりわけ、新規のお客さまに関しましては、本年3月より新たなリスクマネジメントシステムによる入会審査・途上与信を導入し、平成19年度より適用金利を引下げてまいります。

②相互に価値あるパートナーとの取引関係の強化

今後、健全かつ持続性ある関係継続の観点から既存加盟店との取引条件を見直し、不採算取引の改善を強化いたします。また、提携事業拡大に向けた加盟店・提携先とのマーケティングを一段と展開してまいります。あわせて、加盟店・提携先との取引状況の継続的モニタリングを実施して取引関係の強化を図り、『共存共栄』（イコールパートナーシップ）を目指してまいります。

③新商品・サービス、新たな提携先拡充による事業拡大

今後3年間で、競争力ある新商品・サービスの提供、大手優良提携先の取引深耕・新規開拓を進め、戦略的事業を拡大してまいります。具体的には、新生銀行、全国の地域金融機関と提携したローン保証業務を積極的に展開する一方、決済事業について、取扱いが拡大しております成長企業、業種を中心に事業基盤の一層の拡充を図ります。また、当社の強みを活かして、債権回収事業の拡大やクレジットカード会員に対するオートローンの提供などにも注力してまいります。

(3) カルチャーの変革

第3に、当社のカルチャーの変革も推進いたします。具体的には、前述の『お客さま中心』、加盟店や提携先との『共存共栄』（イコールパートナーシップ）に加えて、お客さまや加盟店、提携先との接点である現場（営業、事務、管理回収等）を最重視する『現場第一』の考え方を全社で再確認、徹底いたします。当社は、『お客さま中心』、『提携先との共存共栄』、『現場第一』の3つの考え方に立ち、スピード（迅速さ）をもってストレート（公正率直）に変革を進めます。そして、コンプライアンスを従来以上に重視し、安心と信頼を基盤としたサービス・商品の提供により、新生銀

行グループ1千万人のお客さまの豊かな暮らしづくりに貢献してまいります。人事面では、社員の専門性や能力・実績を重視した処遇と若手の積極的登用を行う方針であります。

2. 業績の見通し

本年度中に、希望退職者の募集、グレーゾーン金利の返還請求に備えた追加引当、実質破綻債権等の最終処理を実施いたします。この変革等に要する費用は営業費用、特別費用を含め総額で247億円を予定しております。その結果、平成19年3月期は、単体ベースで237億円の当期純損失となる見込みであります。

尚、本年度上期の大幅減益決算、さらに通年での赤字決算見通しとなることの経営責任を明確にするため、平成18年9月末現在の常勤役員及び副社長執行役員について、下期の役員報酬を15-30%減額する措置を実施済みであります。

平成20年3月期以降は黒字に転換し、平成22年3月期には経営変革を通じて正常な成長軌道に復帰し、連結で経常利益、当期純利益ともに120~160億円を目指してまいります。

臨時株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 報告事項にお示ししましたとおり、今般の経営変革の実施に伴い、自己資本の充実および財務体質の強化を図ることを目的に、新種の優先株式（F種優先株式）の発行を予定しておりますが、F種優先株式の発行を可能とするために、新たな株式の種類としてF種優先株式を追加し、F種優先株式に関する規定を新設するほか所要の変更を行うものであります。
(変更定款案第7条、第13条の3、第13条の4、第13条の5および第13条の6)
- (2) 平成18年7月のA種優先株主様からの取得請求権の行使により、普通株式の交付と引き換えに取得し自己株式となったA種優先株式を平成18年8月に消却したことに伴い、A種優先株式関係条文を削除するほか所要の変更を行うものであります。
(変更定款案第7条、第13条、第13条の2、第13条の3、第13条の4および第13条の6)
- (3) 種類株主総会に関する決議要件および基準日に関する規定を整備するため、関係条文の追加・変更を行うものであります。
(変更定款案第22条)
- (4) 株主総会および取締役会の円滑な運営を図るために、関係条文の追加を行うものであります。
(変更定款案第16条および第28条)
- (5) 表記の誤りを訂正するものであります。
(変更定款案第13条の3および第13条の4)
- (6) 本件は、普通株主様による種類株主総会において承認されること、ならびにB種優先株主様による種類株主総会およびC種優先株主様による種類株主総会において承認されることを条件とします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 普通株式については1,225,396,072株 2. <u>A種優先株式については5,000,000株</u> 3. B種優先株式については10,000,000株 4. C種優先株式については15,000,000株 5. D種優先株式については49,000,000株 6. E種優先株式については71,500,000株 <p>(新設)</p>	<p>第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 普通株式については1,225,396,072株 <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. B種優先株式については10,000,000株 3. C種優先株式については15,000,000株 4. D種優先株式については49,000,000株 5. E種優先株式については71,500,000株 6. <u>F種優先株式については25,000,000株</u>
<p>第2章の2 優先株式 第13条 (A種優先株式) (省略)</p>	<p>第2章の2 優先株式 (削除)</p>
<p>第13条の2 (B種優先株式) (省略)</p>	<p>第13条 (B種優先株式) (現行のとおり)</p>
<p>第13条の3 (C種優先株式) (省略)</p>	<p>第13条の2 (C種優先株式) (現行のとおり)</p>
<p>第13条の4 (D種優先株式) (省略) (D種優先配当金)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、A種優先株主若しくはA種優先登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者及びE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）若しくはE種優 	<p>第13条の3 (D種優先株式) (現行のとおり) (D種優先配当金)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主若しくは普通株式登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、E種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）若しくはE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）及びF種優先株式を有する株主（以下「F種優先株主」という。）若しくはF種優先株式の登録株式質権者（以下「F種優先登録株式質権者」という。）又は当社の

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>②～④（省略）</p> <p>2. ～7.（省略） （D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式）</p> <p>8.（省略）</p> <p>②（省略）</p> <p>(1) D種優先株式交付価額（省略）</p> <p>(2) 参照価格の調整</p> <p>(イ) 上記D種優先株式交付価額の算出にあたっては、算出期間の初日（同日を含む。）から関連する取得日（同日を含む。）までの期間（以下「調整期間」という。）において、下記の公式で計算すると参照価格が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本条(2)のロ)に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（株式分割の場合、これに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を行使した時点で普通株式の発行は除外される。）、D種優先</p>	<p>発行するその他のいかなる種類の株式（以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>②～④（現行のとおり）</p> <p>2. ～7.（現行のとおり） （D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式）</p> <p>8.（現行のとおり）</p> <p>②（現行のとおり）</p> <p>(1) D種優先株式交付価額（現行のとおり）</p> <p>(2) 参照価格の調整</p> <p>(イ) 上記D種優先株式交付価額の算出にあたっては、算出期間の初日（同日を含む。）から関連する取得日（同日を含む。）までの期間（以下「調整期間」という。）において、下記の公式で計算すると参照価格が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)のロ)に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（株式分割の場合にはこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。）、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、かかる発行若しくは交付以前の当該調整期間にかかる各取引日の参照価格は以下のように引き下げられるものとする（以下「調整後参照価格」という。）。調整後参照価格は円位未満小数第2位まで算出し、その小</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>株式交付価額の計算に先立ち、かかる発行若しくは交付以前の当該調整期間にかかる各取引日の参照価格は以下のように引き下げられるものとする（以下「調整後参照価格」という。）。調整後参照価格は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(以下省略) (ロ)～(ハ) (省略) 9. ～12. (省略)</p>	<p>数第2位を四捨五入する。</p> <p>(以下現行のとおり) (ロ)～(ハ) (現行のとおり) 9. ～12. (現行のとおり)</p>
<p>第13条の5 (E種優先株式) (省略) (E種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、A種優先株主若しくはA種優先登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者及びC種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普通株式及び各種類株式を総称して「E種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号に定める金額の期末配当（以下「E種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>②～④ (省略) 2. ～7. (省略) (E種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式) 8. (省略) ② (省略)</p>	<p>第13条の4 (E種優先株式) (現行のとおり) (E種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者及びF種優先株主若しくはF種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普通株式及び各種類株式を総称して「E種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号に定める金額の期末配当（以下「E種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>②～④ (現行のとおり) 2. ～7. (現行のとおり) (E種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式) 8. (現行のとおり) ② (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>(1) E種優先株式交付価額 (省略)</p> <p>(2) E種優先株式交付価額の調整</p> <p>(イ) 上記E種優先株式交付価額の算出にあたっては、下記の公式で計算するとE種優先株式交付価額を下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本項(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、E種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後交付価額」という。)。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(ロ)～(ハ) (省略)</p> <p>9. ～12. (省略)</p>	<p>(1) E種優先株式交付価額 (現行のとおり)</p> <p>(2) E種優先株式交付価額の調整</p> <p>(イ) 上記E種優先株式交付価額の算出にあたっては、下記の公式で計算するとE種優先株式交付価額を下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、E種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後交付価額」という。)。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(以下現行のとおり)</p> <p>(ロ)～(ハ) (現行のとおり)</p> <p>9. ～12. (現行のとおり)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第13条の5</p> <p><u>(F種優先株式)</u> 当社の発行するF種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>(F種優先配当金)</u> 1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びE種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びE種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「F種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるF種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のF種優先配当金の支払いは、F種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>②2007年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。</p> <p>2007年4月1日（同日を含む。）から2014年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきF種優先配当金として、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「F種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2014年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきF種優先配当金として、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して、F種清算価値にF種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>「F種優先株式増加配当率」とは、(i)当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが</p>

現行定款	変更定款案
	<p>取得可能な日（以下、本項において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される各数値の平均値、 (ii)1.5%からF種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「F種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、及び(iii)1.5%を合計した率とする。ただし、F種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p><u>(非累積条項)</u> 2. ある事業年度において、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がF種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。</p> <p><u>(非参加条項)</u> 3. F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p><u>(優先中間配当金)</u> 4. 当社は、第37条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株式に劣後する株式を有する株主又はF種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきF種優先配当金の2分の1に相当する額の間配当（以下「F種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. 当会社の残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、F種優先株式に劣後する株式を有する株主又はF種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、(i)F種清算価値、(ii)F種最終配当金額（以下に定義）、及び(iii)2014年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、F種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、F種最終配当金額及びF種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>②F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>6. F種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、F種優先株主は、定時株主総会にF種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、F種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、F種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでF種優先株式500株当たり1議決権を有する。</p> <p>(株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等)</p> <p>7. 当会社は、法令に定める場合を除き、F種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。</p> <p>②当会社は、F種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当て</p>

現行定款	変更定款案
	<p>を受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。</p> <p>(F種優先株式の取得)</p> <p>8. 当社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、F種優先株式を取得することができる。</p> <p>(当社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. F種優先株主は、2009年4月1日以降いつでも、下記条件により、その有するF種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>②前号の請求に基づく当社によるF種優先株式の取得と引換えに、当社がF種優先株主に交付すべき当社の普通株式数は、当該F種優先株主が取得請求のために提出したF種優先株式のF種清算価値の総額をその時点で有効なF種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(1) F種優先株式交付価額</p> <p>当初のF種優先株式交付価額は、当社にF種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格(以下、本項において「VWAP価格」という。)として大阪証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>株式の終値（気配表示を含む。）とする。）の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のF種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(2) F種優先株式交付価額の調整</p> <p>(1) 下記の算式で計算するとF種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。）、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、F種優先株式交付価額は以下に従い減額される（以下、このように減額されたF種優先株式交付価額を「調整後F種優先株式交付価額」という。）。ただし、調整後F種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後 F種優先株式交付価額} = \text{調整前 F種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}}$ <p>上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味</p>

現行定款	変更定款案
	<p> する。ただし、当会社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当会社の普通株式は一切含まないものとして計算する。 </p> <p> 上記算式における「当会社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当会社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。 </p> <p> 上記算式における「時価」とは、(i)当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後F種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は(ii)当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な価格を意味するものとする。 </p> <p> (ロ) 新株予約権の発行 当会社が当会社の普通株式を対 </p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利を発行又は交付する場合、かかる発行又は交付を、当該新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使により発行可能若しくは交付可能な当会社の普通株式の発行又は交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行又は交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行又は交付されたものとみなされるものとする。</p> <p>(イ) 株式分割 当会社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式に拘らず、F種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の直前に本項に基づくF種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にF種優先株主が保有することになる数の当会社の普通株式を、F種優先株主が本項に基づく取得請求により交付を受けることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に行われる。</p> <p>(ニ) 配当その他の分配 当会社が、当会社の普通株式に関し、配当を支払い又は普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、株式分割及び株式配当を除く。）、F種優先</p>

現行定款	変更定款案
	<p>株式交付価額は、かかる配当の1株当たり金額（又は現金以外による配当若しくは分配の場合には、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額される。</p> <p>(ホ) その他取締役会で定める調整</p> <p>本号(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、若しくは当会社の普通株式の併合、(ii)当会社の普通株式数の変更、若しくは当会社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は(iii)F種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後F種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するF種優先株式交付価額に調整されるものとする。</p> <p>(ヘ) 解釈</p> <p>本項に不明瞭な点がある場合、又はF種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当会社の取締役会がF種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにF種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。</p> <p>(当会社の普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>10. 当社は、2010年4月1日（同日を含む。）から2012年3月31日（同日を含む。）までの期間、当会社の取締役会決議により定める日をもって、F種優先株主及びF種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みF種優先株式の全部又は一部を取得し、</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>当該取得と引換えにF種優先株式のF種清算価値の総額をその時点で有効なF種優先株式交付価額で除した数の当会社の普通株式を交付することができる。ただし、当会社の普通株式の時価（上記通知の送付日付で前項第2号（イ）に定めるところに従い計算されたもの。）がその時点で有効なF種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</p> <p>②F種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。</p> <p>（金銭を対価とする取得条項）</p> <p>11. 当社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも（ただし、2012年4月1日以降に限る。）、当会社の取締役会の決議により定める日（以下、本項において「取得日」という。）をもって、F種優先株主及びF種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みF種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにF種優先株式1株につき、F種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。</p> <p>「F種優先株式取得価格」とは、(i)F種清算価値、(ii)F種最終配当金額（以下に定義）、及び(iii)2014年3月31日以前に取得が行われる場合においては、F種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を意味する。</p> <p>「F種最終配当金額」とは、(i)取得日が2014年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、F種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2014年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、F種清算価値にその時点で</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>有効なF種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのF種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p> <p>「F種早期取得費」とは、(i)F種清算価値に、(ii)F種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得日から2014年3月31日までの期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2013年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2014年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、F種優先株式取得価格、F種最終配当金額及びF種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>② F種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。 (金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、F種優先株主は、F種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。</p> <p>②前号にかかる取得価格は、1株につき当該請求によって行われるF種優先株式の取得の取得日に有効なF種優先株式取得価額に相当する額とする。 (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第38条の規定は、F種優先配当金及びF種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>
<p>第13条の6 (優先順位) A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。</p>	<p>第13条の6 (優先順位) B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式及びE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はF種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。</p>
<p>第16条 (招集権者及び議長) 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。 2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (新設)</p>	<p>第16条 (招集権者及び議長) 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。 2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 3. 前2項にかかわらず、取締役会は株</p>

現行定款	変更定款案
<p>第22条 (種類株主総会) 第14条乃至第21条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>主総会の議長を務める取締役を定めることができる。</p> <p>第22条 (種類株主総会) 第14条、第16条、第18条乃至第21条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第15条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>4. 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
<p>第28条 (取締役会) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (新設)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. (省略)</p> <p>5. (省略)</p>	<p>第28条 (取締役会) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項にかかわらず、取締役会は取締役会の議長を務める取締役を定めることができる。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p>5. (現行のとおり)</p> <p>6. (現行のとおり)</p>

第2号議案 募集株式の募集事項の決定の取締役会への委任の件

自己資本の充実および財務体質の強化を図ることを目的に、新たにF種優先株式を引き受ける者の募集をすることを可能といたしたく、以下の要領により募集事項の決定を当社取締役会に委任することについてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、臨時株主総会第1号議案「定款一部変更の件」が承認されること、および普通株主様による種類株主総会、B種優先株主様による種類株主総会、C種優先株主様による種類株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件とします。

1. 募集株式の種類および数の上限

株式会社アプラスF種優先株式（以下「F種優先株式」という。）

25,000,000株（F種優先株式の内容については第1号議案「定款一部変更の件」をご参照ください。）

2. 払込金額の下限

1株につき金2,000円

3. 特に有利な払込金額で募集株式を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

報告事項でお示ししましたとおり、当社は抜本的な経営変革に取り組むことといたしました。今回の経営変革への取り組みは、業界環境の急激な変化に対応し早急に対処する必要性があるため、自己資本の充実および財務体質の強化を図ることを目的に、優先株式を新生銀行グループに対して第三者割当により発行することを検討しており、新生銀行グループに対して割り当てる募集株式数については25,000,000株（払込金額の下限で発行した場合の払込金額の総額は500億円）を上限として、現在、新生銀行との間で協議中でございます。なお、上記払込金額の下限につきましては、所定の条件に基づき算出したF種優先株式の理論価格の範囲を参考に決定いたしました。適正な価格設定を行うための諸条件を確定することやかかる諸条件を完全に反映した価格の算出は困難であり、その有利性を完全に否定するのは難しいため、株主総会での特別決議をお願いするものであります。

第3号議案 取締役3名選任の件

経営陣の強化を図るため取締役を増員いたしたく、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者はつぎのとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数および種類
1	すぎ やま じゅん じ 杉山 淳二 (昭和21年4月15日生)	昭和45年5月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成元年11月 同行 吉祥寺支店長 平成3年5月 同行 事務企画部長兼事務企画部事務指導室長 平成5年1月 同行 営業本部第2部長 平成6年11月 同行 融資部長 平成8年6月 同行 取締役企画部長 平成10年4月 同行 取締役外国業務部長 法人部門担当補佐 平成10年5月 同行 取締役法人部門担当補佐 平成10年10月 同行 取締役企画担当補佐 平成11年5月 同行 取締役 平成11年6月 同行 常務執行役員 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス(現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ) 常務執行役員グループ戦略ユニット担当 平成14年1月 同社 専務執行役員リスク統括部・コンプライアンス統括部担当 平成14年4月 当社 顧問 平成14年6月 当社 代表取締役社長 平成17年6月 株式会社新生銀行 取締役代表執行役副会長 平成18年6月 同行 取締役代表執行役会長(現任)	普通株式 65,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数および種類
2	クラーク グラニンジャー (昭和43年1月27日生)	平成9年7月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 平成12年6月 株式会社新生銀行 マーチャントバンキング部次長 平成14年1月 同行 ストラクチャード商品部長 平成15年7月 同行 インステイテューショナルバンキング部門長兼事業法人本部長 平成15年9月 同行 執行役員 インステイテューショナルバンキング部門長兼事業法人本部長 平成16年4月 同行 執行役員 インステイテューショナルバンキング部門長 平成16年6月 同行 専務執行役 インステイテューショナルバンキング部門長 平成17年9月 同行 執行役副社長 インステイテューショナルバンキング部門長 平成18年7月 同行 執行役副社長 インステイテューショナルバンキング部門 最高責任者部門長 (現任)	0株
3	かご たに しゅう じ 籠谷 修司 (昭和25年7月29日生)	昭和49年4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成9年4月 同行 築港支店長兼大阪ポートタウン支店長 平成11年5月 同行 和歌山支店長 平成13年4月 同行 室町支店長兼法人業務責任者 平成14年7月 当社 営業本部付部長 平成14年10月 当社 企画部長 平成16年4月 当社 執行役員企画部長 平成16年11月 当社 執行役員 平成17年2月 当社 取締役常務執行役員 平成17年3月 当社 取締役常務執行役員 最高信用リスク責任者 (CRO) 信用リスク管理部門担当 平成18年12月 新生信託銀行株式会社 取締役受託管理部長 (現任)	普通株式 4,500株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はございません。
2. 各取締役候補者の過去5年間および現在における、当社の親会社である株式会社新生銀行およびその子会社である新生信託銀行株式会社での業務執行者としての地位及び担当は略歴及び他の法人等の代表状況に記載のとおりです。また、その他の株式会社新生銀行の子会社における、取締役候補者クラーク グラニンジャー氏の過去5年間及び現在の業務執行者としての地位及び担当は以下のとおりです。
 新生債権回収株式会社代表取締役社長 (平成13年10月から平成15年2月まで)
 株式会社ビーエムファイナンス代表取締役社長 (平成15年1月から平成17年7月まで)
 株式会社ビーエムエンタープライズ代表取締役社長 (平成15年1月から平成17年7月まで)
 第百信用保証株式会社代表取締役社長 (平成15年2月から平成15年7月まで)
3. 候補者の杉山淳二氏、クラーク グラニンジャー氏および籠谷修司氏の任期は、当社定款規定により他の現任取締役の任期の満了する平成19年6月下旬開催予定の第52回定時株主総会終結のときまでといたします。

普通株主様による種類株主総会参考書類

議 案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 報告事項にお示ししましたとおり、今般の経営変革の実施に伴い、自己資本の充実および財務体質の強化を図ることを目的に、新種の優先株式（F種優先株式）の発行を予定しておりますが、F種優先株式の発行を可能とするために、新たな株式の種類としてF種優先株式を追加し、F種優先株式に関する規定を新設するほか所要の変更を行うものであります。
(変更定款案第7条、第13条の3、第13条の4、第13条の5および第13条の6)
- (2) 平成18年7月のA種優先株主様からの取得請求権の行使により、普通株式の交付と引き換えに取得し自己株式となったA種優先株式を平成18年8月に消却したことに伴い、A種優先株式関係条文を削除するほか所要の変更を行うものであります。
(変更定款案第7条、第13条、第13条の2、第13条の3、第13条の4および第13条の6)
- (3) 種類株主総会に関する決議要件および基準日に関する規定を整備するため、関係条文の追加・変更を行うものであります。
(変更定款案第22条)
- (4) 株主総会および取締役会の円滑な運営を図るために、関係条文の追加を行うものであります。
(変更定款案第16条および第28条)
- (5) 表記の誤りを訂正するものであります。
(変更定款案第13条の3および第13条の4)
- (6) 本件は、臨時株主総会において承認されること、ならびにB種優先株主様による種類株主総会およびC種優先株主様による種類株主総会において承認されることを条件とします。

2. 変更の内容

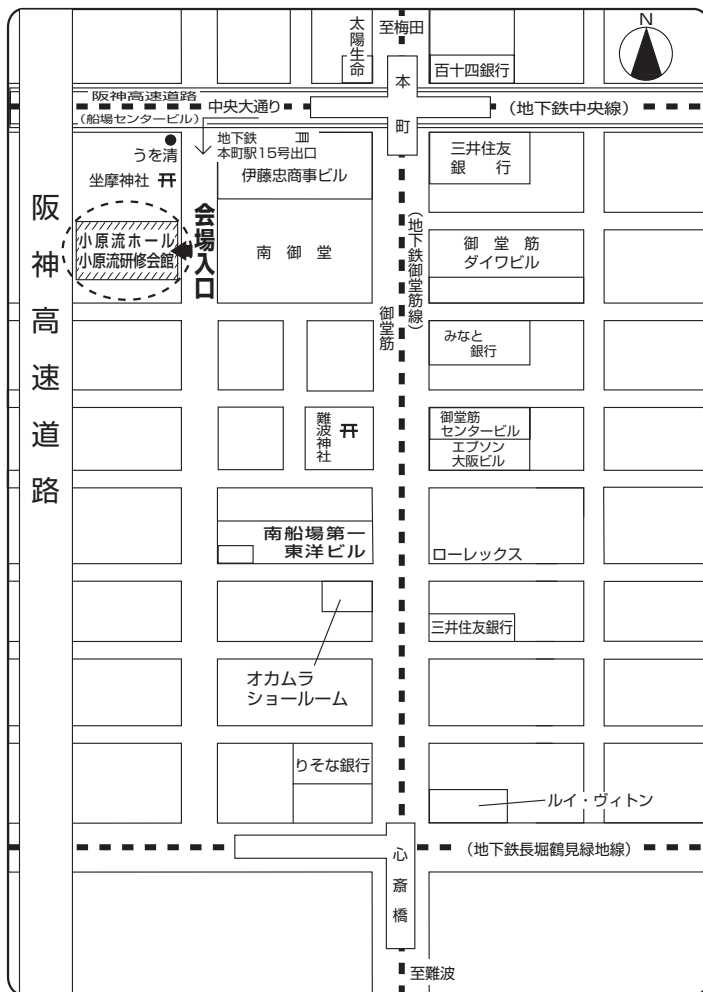
変更の内容は、臨時株主総会参考資料の第1号議案「定款一部変更の件」「2. 変更の内容」に記載のとおりであります。

以 上

株主総会会場ご案内図

昨年とは会場が異なりますのでご注意ください。

会場 大阪市中央区久太郎町4丁目渡辺6号
小原流ホール2階



地下鉄 御堂筋線本町駅15番出口から出て初めの筋左折れ150m
徒歩5分